

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書

整理番号

受付印

平成 年 月 日

発信年月日

通信日付印

確認印

※
処
理
事
項

(宛先)
埼玉県

県税事務所長

第十三号の二様式

所在地及び電話番号	〒 (電話 - -)			
(ふりがな)	(法人番号)			
法人名及び法人番号				
(ふりがな)				
代表者氏名印				
経理責任者氏名印				
資本金の額又は出資金の額	円			

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出(道府県民税関係)

平成 年 月 日から 事業年度分 から法人税の 確定申告書 の提出期限の延長について
 平成 年 月 日までの 連結事業年度分 から法人税の 連結確定申告書 の提出期限の延長について

(下記のとおり延長の処分があった
 下記のとおり指定に係る月数が変更された
 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった) ので届け出ます。

記

確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間 () 月間
 変更後の指定に係る月数 () 月間

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請

平成 年 月 日から 事業年度分 から事業税及び地方法人特別税の申告書の提出期限を
 平成 年 月 日までの 延長したいので申請します。

1 申告書の提出期限の延長期間 指定を要しない場合 1月間(連結申告法人は2月間)
 指定を要する場合 () 月間

2 申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から3月以内)に決算が確定しない理由(連結申告法人にあつては、申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内)に連結親法人の決算が確定しない理由又は連結親法人が連結所得の計算を了することができない理由)

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話 - -)			
(ふりがな)	(法人番号)			
連結親法人の名称及び法人番号				
関与税理士署名押印	(電話 - -)			

◎ 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出(道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。